

新廃棄物処理施設整備事業

入札説明書

令和 7 年 5 月

掛川市・菊川市衛生施設組合

目 次

第 1 事業の概要	1
1 事業名称	1
2 対象となる公共施設等の種類	1
3 公共施設の管理者の名称	1
4 事業の目的	1
5 基本理念	1
6 施設の概要	2
7 事業期間	2
8 業務範囲	2
(1) 事業者の業務範囲概要	2
(2) 本組合の業務範囲概要	3
9 予定価格	4
10 事業の実施状況、サービス水準の監視	4
(1) 監視の実施	4
(2) 監視の方法等	4
11 本組合が適用を予定している交付金について	4
12 地元貢献	4
13 法令の遵守	4
第 2 応募に関する事項	5
1 応募者の備えるべき参加資格要件等	5
(1) 応募者の構成等	5
(2) 代表企業の要件	5
(3) 各業務を行う者の要件	5
(4) 応募者の制限	6
(5) 参加資格の確認及び失格要件	7
第 3 事業者の募集及び選定に関する事項	8
1 応募者の募集及び選定方法	8
2 募集及び選定の手順	8
(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）	8
(2) 事業者の募集手続き等	8

(3) 入札に関する留意事項	11
(4) 事務局	12
第4 審査及び選定に関する事項	13
1 基本的な考え方	13
2 選定委員会	13
3 審査の方法	13
(1) 参加資格審査	13
(2) 提案審査	13
4 落札者の決定及び公表	13
5 入札の中止	14
6 請負契約の締結等	14
7 入札保証金及び契約保証金	14
(1) 入札保証金	14
(2) 契約保証金	14
第5 その他事業の実施に関し必要な事項	15
1 情報の提供	15
 別紙1 工事範囲図	 16

本入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、掛川市・菊川市衛生施設組合（以下「本組合」という。）が新施設（既存のガス化溶融施設の更新施設を「新焼却施設」、既存のリサイクルプラザ施設の更新施設を「新マテリアルリサイクル推進施設」という。）の整備事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者を募集及び選定するに当たり、本事業に係る条件を提示するものである。

以下に示す別添資料は、入札説明書と一体のもの（以下、入札説明書と合わせて「入札説明書等」という。）であり、令和 7 年 1 月 30 日に公表した実施方針及び要求水準書（案）（以下「実施方針等」という。）は、本事業の条件とはならず、その後公表された「実施方針等に関する質問・意見書への回答」の内容については、入札説明書等に反映している。

○別添資料

別添資料 1 要求水準書

別添資料 2 様式集

別添資料 3 落札者決定基準

別添資料 4 契約書（案）

第1 事業の概要

1 事業名称

新廃棄物処理施設整備事業

2 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

3 公共施設の管理者の名称

掛川市・菊川市衛生施設組合 管理者 掛川市長 久保田 崇

4 事業の目的

本組合管内のごみ焼却施設は、平成 17 年 9 月に供用を開始した現施設（ガス化溶融施設）のみであり、供用開始から 19 年が経過し、焼却炉本体等の主要設備の老朽化が進行していることから焼却施設を建替える必要性が生じている。また、リサイクルプラザ施設については、令和 3 年度の火災により操業を停止しており、焼却施設と合わせた整備が必要となっている。

以上を踏まえ、本組合では、新施設（新焼却施設及び新マテリアルリサイクル推進施設）の整備事業を行うものである。

なお、本事業は、現施設南側の敷地を活用し建設（現地建替）する計画であることから、別工事として、リサイクルプラザ施設の一部先行解体を行う。また、老朽化により令和 6 年度をもって現施設（ガス化溶融施設）は稼働を停止したことから、可燃ごみ処理体制維持のため現施設の一部を活用し、積替、外部搬出を実施している。そのため、積替施設の運用と本事業は同敷地内において並行して実施することになる。本事業完了後、ガス化溶融施設及びリサイクルプラザ施設（未解体分）を解体する予定である。

5 基本理念

施設整備基本方針を達成するために、以下に掲げる方策に取り組むものとしている。

ア 安全、安心、安定的な稼働が期待できる施設

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 地域の環境保全を最優先とする最新の高度な排ガス処理技術等の導入や、ダイオキシン類をはじめとする有害物質の排出の低減を図る処理システムを備えた施設とします。(2) 社会情勢やライフスタイルの変化によって生じるごみ量及びごみ質の変動に対して柔軟に対応し、ごみ処理を安定的に行うための機能を備えた施設とします。(3) 大規模な災害時にも稼働でき、自立分散型の電力や熱供給等を確保し、災害時に発生する廃棄物を安全に処理できる機能を備えた施設とします。(4) 万全の安全性と危機管理が十分に考慮され、地域にとって安全と安心が確保される施設とします。 |
|--|

イ 脱炭素社会を見据え、環境負荷の少ない施設

- (1) ごみによる高効率発電と余熱利用を通じてごみの持つエネルギーを最大限に活用し、循環型社会の形成推進に貢献できる施設とします。
- (2) 高効率型の省エネルギー技術や高度な制御システムを導入することで二酸化炭素排出量を最小化した施設とします。

ウ 経済性が高く、運転管理が効率的かつ容易な施設

- (1) 建設費だけでなく維持管理費も考慮したライフサイクルコストに優れた施設とします。
- (2) 安全安心で優れた環境保全性能を有する高い機能性と経済性の両立に留意した施設整備と維持管理を行える施設とします。
- (3) 長寿命化技術を積極的に取り入れるとともに、高い維持管理性と将来的な基幹的設備改修を考慮した施設とします。

6 施設の概要

事業場所：掛川市満水地内

敷地面積：47,134.2 m²（平地面積約 30,000m²）

新焼却施設：120 t / 日（60 t / 日 × 2 炉）

新マテリアルリサイクル推進施設：10 t / 5 h

7 事業期間

本契約締結日（令和 8 年 2 月予定）から令和 12 年 3 月 31 日まで

なお、関連工事を含めた全体事業期間を以下に示す。

本事業はこのうち、新焼却施設及び新マテリアルリサイクル推進施設の建設が対象となる。

現施設（ガス化溶融施設、リサイクルプラザ施設）は解体撤去を行ったのち、新しいストックヤードを整備する予定である。

年度	H17	H18～R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
環境資源ギャラリー（ガス化溶融施設）	9月→					停止	近隣自治体や民間委託						
〃（リサイクルプラザ施設）	9月→		停止	民間委託									
可燃ごみ積み替え施設					工事	中継+委託							
リサイクルプラザ施設（一部）先行解体						工事							
新焼却施設+新マテリアルリサイクル推進施設建設							設計 工事→						
環境資源ギャラリー全解体											設計解体		
ストックヤード												設計 工事	

8 業務範囲

本組合及び事業者が実施する主な業務は、次のとおりとする。また、各項目の詳細については、「要求水準書」に示すとおりとする。なお、本事業は新焼却施設及び新マテリアルリサイクル推進施設の建設が対象であり、運営業務は含まれない。

（1）事業者の業務範囲概要

（ア）新焼却施設の機械設備工事

- 1) 各設備共通設備
- 2) 受入・供給設備
- 3) 燃焼設備

- 4) 燃焼ガス冷却設備
- 5) 排ガス処理設備
- 6) 余熱利用設備
- 7) 通風設備
- 8) 灰出設備
- 9) 給水設備
- 10) 排水処理設備
- 11) 電気設備
- 12) 計装設備
- 13) 雑設備

(イ) 新マテリアルリサイクル推進施設の機械設備工事

- 1) 各設備共通設備
- 2) 受入・供給設備
- 3) 不燃・粗大ごみ処理系列設備
- 4) 集じん・脱臭設備
- 5) 給排水設備
- 6) 電気設備
- 7) 計装設備
- 8) 雑設備

(ウ) 土木建築工事

- 1) 建築工事
 - a 工場棟
 - b 計量棟
- 2) 外構工事
 - a 構内道路
 - b 構内雨水排水設備
 - c 門・囲障
 - d 植栽
- 3) 建築機械設備工事
- 4) 建築電気設備工事

(エ) その他の事項

- 1) 試運転及び運転指導
- 2) 予備品及び消耗品
- 3) その他必要な事項

(2) 本組合の業務範囲概要

ア 用地の確保

イ 設計・施工監理

ウ 住民対応

エ 事業に必要な行政手続き

オ その他これらを実施する上で必要な業務

9 予定価格

26,930,000,000 円（消費税等を含まない）

10 事業の実施状況、サービス水準の監視

(1) 監視の実施

本組合は、事業者が契約書で定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準及び事業者が提案した水準を満足していることを確認するため、定期的又は必要に応じて監視を行う。

監視に必要な費用として本組合に生じた費用は、原則として本組合が負担するものとするが、監視実施に必要な本組合への提出書類の作成等については、事業者の責任及び費用負担により行うものとする。

(2) 監視の方法等

事業者は、設計・建設業務に係る図書を本組合へ提出し、承諾を受けるものとする。また、設計・建設業務の進捗状況について、本組合に定期的に報告し、承諾を受けるものとする。なお、本組合は、必要に応じて、事業者に対して是正等の勧告を行うことができる。

事業者は、設計・建設業務の進捗に合わせて、試運転及び引渡性能試験に関する計画書を本組合に提出し、承諾を得るものとする。なお、引渡性能試験は、本組合の立会いのもと性能保証項目について実施するものとする。引渡性能試験実施時の環境計測等は、事業者の負担において法的資格を有する第三者機関が実施するものとする。

また、業務の監視により、設計・建設業務の実施状況や結果が契約書や要求水準書等で定められた条件を満たしていないと判断される場合には、本組合は事業者に改善を要求し、対応策を提出させ、これに基づき当該事業者は必要な措置を講じるものとする。

11 本組合が適用を予定している交付金について

本組合は、本事業の実施に関して、国の交付金の適用を予定している。交付金の申請等の手続きは本組合において行うが、事業者は、申請手続きに必要な書類の作成等について本組合を支援するものとする。

12 地元貢献

事業者は、掛川市又は菊川市内に本社・本店又は支社・支店等を有する地元企業が対応可能な工事等については、地元企業へ工事や資材調達の発注を行うよう努めること。

13 法令の遵守

事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）のほか、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守すること。

第2 応募に関する事項

1 応募者の備えるべき参加資格要件等

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等は、次のとおりとする。

ア 応募者は、4 者以上の企業（プラントの設計・建設を行う者：1 者、建築物の設計・建設を行う者：1 者以上、地元企業：2 者以上）で構成する共同企業体とする。

イ 応募者は、応募者の代表を務める者を「代表企業」として定める（それ以外の企業は構成員とする。）とともに、当該代表企業が入札参加手続きを行うこととする。

ウ 地元企業の出資比率の合計は、建築物の設計・建設に関する費用に対して 20 パーセント以上とする。

エ 構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

オ 参加表明書提出以降、応募者の代表企業及び構成員の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると本組合が認めた場合は、この限りではない。

カ 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 代表企業の要件

ア プラントの設計・建設を行う者であること。

(3) 各業務を行う者の要件

各業務を行う者は、参加資格確認日において、令和 7 年度掛川市入札参加資格者名簿又は令和 7 年度菊川市入札参加資格者名簿の建設工事に登録されている者であることその他、次の参加資格要件を満たすものとする。なお、両市の入札参加資格者名簿に登録がされていない者で、入札に参加を希望する者にあつては、参加表明時に、掛川市又は菊川市の入札参加資格審査申請に準ずる書類を提出すること。

ア プラントの設計・建設を行う者の要件

(ア) 参加資格確認日において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が 1,400 点以上であること。

(イ) 平成 27 年度以降において地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、全連続燃焼式ストーカ炉（100 t/日以上、ボイラ・タービン発電機付）の設計・建設工事の元請としての竣工実績を有すること。

(ウ) 平成 27 年度以降において地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、破碎設備、磁力選別設備、粒度選別設備及びアルミ選別設備を有した施設の設計・建設工事の竣工実績を有すること。

(エ) 清掃施設工事について建設業法第 26 条に規定する監理技術者を専任で配置できること。なお、当該技術者は当該企業が直接かつ連続して 3 ヶ月以上雇用している者であること。

イ 建築物の設計・建設を行う者の要件

建築物の設計・建設を行う者は、次の参加資格要件を満たすものとする。なお、同一業務を複数の者で行う場合は、少なくとも 1 者は次の要件を満たすこと。また、次の（ア）及び（イ）の要件を満たす場合、プラントの設計・建設を行う者が建築物の設計を行うことがで

きるものとし、その場合、建築物の建設を行う者は次の（ア）及び（イ）の要件を満たす必要はないものとする。

- （ア）建築物の設計業務を実施する企業は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- （イ）建築物の設計業務を実施する企業は、平成 27 年度以降において地方公共団体が発注した建築設計実績があること。
- （ウ）建築物の建設業務を実施する企業は、参加資格確認日において、建設業法第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が 1,400 点以上であること。なお、建築物の建設業務を複数の者で行う場合は、上記の企業以外は建設業法第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が 1,000 点以上であること。
- （エ）建築物の建設業務を実施する企業は、平成 27 年度以降において地方公共団体が発注した建築竣工実績があること。
- （オ）建築物の建設業務を実施する企業は、建築工事については建築一式工事について建設業法第 26 条に規定する監理技術者であって、一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者を専任で配置できること。なお、当該技術者は当該企業が直接かつ連続して 3 ヶ月以上雇用している者であること。

ウ 建築物の建設を行う者の要件（地元企業）

上記イの企業その他、建築物の建設業務を実施する企業のうち 2 者以上は掛川市又は菊川市に本社（登記簿に登録されている本店）を置く企業とし、かつ、次の要件を満たすこと。

- （ア）参加資格確認日において、建設業法第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事及び土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けており、建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が 800 点以上であること。
- （イ）建設業法第 26 条の規定に基づく建築一式工事に係る主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

（４）応募者の制限

次に該当する者は、応募者の代表企業及び構成員となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。

イ 掛川市又は菊川市より入札参加停止の措置を受けている者。

ウ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされている者。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者。

オ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産の申立てがなされている者。

カ 直近 1 年分の法人税、消費税、法人事業税を滞納している者。

キ 本事業のアドバイザー業務に関与した者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。

本事業のアドバイザー業務に関与した者は、次のとおり。

- （ア）パシフィックコンサルタンツ株式会社（東京都千代田区神田錦町三丁目 22 番地）
- （イ）日比谷パーク法律事務所（東京都千代田区有楽町 1 丁目 5 番 1 号）

ク 掛川市・菊川市衛生施設組合新廃棄物処理施設整備事業事業者選定委員会（以下「選定委員会」という）の委員と資本面及び人事面において関連のある者。

ケ 次の（ア）から（カ）までのいずれかに該当する者。

- （ア）役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- （イ）暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- （ウ）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に 損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたとみられるとき。
- （エ）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- （オ）役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- （カ）営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

（５）参加資格の確認及び失格要件

参加資格確認日は、参加表明書の提出期間の最終日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に、応募者が上記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該応募者は失格とする。

第3 事業者の募集及び選定に関する事項

1 応募者の募集及び選定方法

本事業では応募者が、本事業の入札公告に際して配布する入札説明書等へ示す参加資格要件を満たしており、かつ応募者の提案内容が、技術的観点から組合の要求水準を満足することが見込める内容であることを前提として、落札者を決定する。なお、落札者の決定は、公平性、透明性の確保の観点から、総合評価一般競争入札方式により行う。

2 募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

令和7年5月12日（月）	入札公告及び入札説明書等の公表
令和7年5月20～23日（火～金）	入札に関する現地見学会
令和7年5月30日（金）	入札説明書等に関する質問の提出期限（第1回）
令和7年6月23日（月）	入札説明書等に関する質問回答の公表（第1回）
令和7年6月27日（金）	参加表明書、参加資格審査申請書類の受付
令和7年7月4日（金）	参加資格審査結果の通知
令和7年7月11日（金）	対面対話参加申込及び入札説明書等に関する質問の提出期限（第2回）
令和7年7月16～18日（水～金）	対面対話
令和7年8月1日（金）	入札説明書等に関する質問回答の公表（第2回）
令和7年9月26日（金）	入札書及び提案書類の受付期限
令和7年12月中旬	技術ヒアリング
令和7年12月中旬	開札
令和7年12月下旬	落札者の決定
令和8年1月	仮契約の締結
令和8年2月	本契約の締結

(2) 事業者の募集手続き等

ア 入札公告及び入札説明書等の公表

組合は入札公告と同時に、組合ホームページにおいて、入札説明書等を公表する。

イ 入札に関する現地見学会

入札に関する現地見学会を次のとおり開催する。

(ア) 日時：令和7年5月20日（火）から5月23日（金）

(イ) 場所：掛川市・菊川市衛生施設組合 環境資源ギャラリー 会議室1

(ウ) 参加申込：説明会の参加希望者は、別添資料2「様式集」様式1-1「入札に関する現地見学会への参加申込書」に必要事項を記入の上、E-mailに当該ファイル(Microsoft Word形式)を添付して、2日前(土日祝日除く)の15時までに、提出すること。なお、提出者は、組合に受領確認を電話にて行うこと。

(エ) 提出先：掛川市・菊川市衛生施設組合 建設係
〒436-0011 静岡県掛川市満水 2319 番地
電話：0537-23-2273
E-mail：info@kankyoshigen-gallery.jp

ウ 入札説明書等に関する質問の受付（第1回）

入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(ア) 受付期限：令和7年5月30日（金）15時まで

(イ) 提出方法：質問の内容を簡潔にまとめ、別添資料2「様式集」様式1-2「入札説明書等に関する質問書」に記入の上、E-mailに記入済みの同別紙のファイル（Microsoft Excel形式）を添付して提出すること。なお、提出者は、本組合に受領確認を電話にて行うこと。

(ウ) 提出先：掛川市・菊川市衛生施設組合 建設係
〒436-0011 静岡県掛川市満水 2319 番地
電話：0537-23-2273
E-mail：info@kankyoshigen-gallery.jp

エ 入札説明書等に関する質問への回答の公表

提出された質問への回答は、令和7年6月23日（月）までに本組合ホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

本組合ホームページ

<http://www.kankyoshigen-gallery.jp/>

オ 参加表明書、参加資格審査申請書類の受付

応募者は、参加表明書及び参加資格審査に関する書類を以下のとおり提出すること。

(ア) 受付期限：令和7年6月27日（金）15時まで

(イ) 提出書類：別添資料2「様式集」に従い、以下の書類を提出すること。

書類名	様式番号	部数
参加表明書	2-1	正1部 副1部
グループ構成表及び役割分担表	2-2	
委任状（代表企業）	2-3	
委任状（復代理人）	2-4	
参加資格審査申請書	2-5	
添付書類	2-6	
実績調書	2-7～10	
配置予定者（監理技術者）に関する誓約書	2-11～13	

(ウ) 提出方法：下記の提出先に直接持参又は郵送（配達記録が残る方法によること）により提出すること。また、郵送の場合は、受付期間の最終日必着とする。

(エ) 提出先：掛川市・菊川市衛生施設組合 建設係
〒436-0011 静岡県掛川市満水 2319 番地
電話：0537-23-2273
E-mail：info@kankyoshigen-gallery.jp

カ 参加資格結果の通知

参加資格審査結果は応募者に対して、令和7年7月4日（金）までに書面により通知する。

なお、組合は、参加資格審査通過者に受付番号を通知する。参加資格通過者は、以降、本事

業への参加にあたりこの受付番号を使用すること。

キ 参加資格がないと認めた理由の説明要求及び説明要求に係る回答

参加資格がないとされたものは、参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。組合は説明を求められた場合、説明を求めた応募者の代表企業に対して、令和7年7月18日（金）までに書面により回答する。

（ア）受付期限：令和7年7月11日（金）15時まで

（イ）提出書類：様式は任意とする（ただし、代表者印を要する）。

（ウ）提出方法：持参により提出すること。

（エ）提出先：掛川市・菊川市衛生施設組合 建設係

〒436-0011 静岡県掛川市満水 2319 番地

電話：0537-23-2273

E-mail：info@kankyoshigen-gallery.jp

ク 対面対話参加申込及び入札説明書等に関する質問（第2回）の受付

組合は、参加資格審査通過者との対面対話の場を設ける。この対話は、組合及び応募者が十分な意思疎通を図ることによって、応募者が本事業の趣旨、組合の要求水準書等の意図を理解することを目的としている。対面対話参加申込及び入札説明書等に関する質問（対面対話において質問すべき内容に限る）を次のとおり受け付ける。また、入札説明書等に関する質問（第2回）を書面により次のとおり受け付ける。

（ア）受付期限：令和7年7月11日（金）15時まで

（イ）提出方法：質問の内容を簡潔にまとめ、別添資料2「様式集」様式1-3「対面対話に関する申込書及び入札説明書等に関する質問書」に必要事項を記入の上、E-mailに記入済みの当該ファイル（Microsoft Excel 形式）を添付して提出すること。なお、提出者は、組合に受領確認を電話にて行うこと。

書面による入札説明書等に関する質問（第2回）については、別添資料2「様式集」様式1-2「入札説明書等に関する質問書」を使用すること。

※対面対話に参加し、書面による入札説明書等に関する質問（第2回）を提出する場合は、上記様式1-3と併せて提出すること。

（ウ）提出先：掛川市・菊川市衛生施設組合 建設係

〒436-0011 静岡県掛川市満水 2319 番地

電話：0537-23-2273

E-mail：info@kankyoshigen-gallery.jp

ケ 対面対話

組合は、参加資格審査通過者から提出された質問をもとに対面対話を実施する。なお、詳細については、別途組合より代表企業に通知する。

（ア）実施期間：令和7年7月16日（水）～7月18日（金）

コ 入札説明書等に関する質問への回答の公表（第2回）

提出された質問への回答は、令和7年8月1日（金）までに、本組合ホームページにおいて公表する。また、対面対話での質問回答についても、内容（全応募者に周知すべきと考えられる回答）によっては公表することがある。

サ 入札書及び提案書類の受付

本事業に関する入札書及び提案書類を以下のとおり受け付ける。なお、一度提出された入札書及び提案書類については、変更等（修正、差換え等）を認めないものとする。

（ア）受付期限：令和7年9月26日（金）15時まで

（イ）提出書類：別添資料2「様式集」に従い、以下の書類を提出すること。

書類名	様式 番号	部数	提出方法
①提案審査に関する提出書類			
提案書類提出書	4-1	正 1 部	③の正本に添付
要求水準に関する誓約書	4-2	正 1 部	
②入札書			
入札書	5-1	正 1 部	封筒に封入
入札金額内訳書	5-2	正 1 部	封筒に封入
③業務提案書			
企業名対応表	任意 様式	正 1 部	
③-1 安全、安心、安定的な稼働が期待できる施設	6-1 ～6-9	正 1 部 副 10 部	A 4 判パイプ式 ファイル綴じ
③-2 脱炭素社会を見据え、環境負荷の少ない施設	7-1 ～7-2		
③-3 経済性が高く、運転管理が効率的かつ容易な施設	8-1 ～8-11		
④設計図書	-	正 1 部 副 10 部	A 3 判パイプ式 ファイル綴じ
⑤電子データ	-	1 部	③の正本に添付

(ウ) 提出方法：直接持参又は郵送（配達記録が残る方法によること）により提出すること。

また、郵送の場合は、受付期間の最終日の 15 時必着とする。

(エ) 提出先：掛川市・菊川市衛生施設組合 建設係

〒436-0011 静岡県掛川市満水 2319 番地

電話：0537-23-2273

E-mail：info@kankyoshigen-gallery.jp

シ 技術ヒアリング及び開札

提案書類の審査にあたって、応募者に対する技術ヒアリングを実施する。また、同日に開札を応募者の代表者又はその代理人を立ち会わせて行う。技術ヒアリング及び開札の詳細については、別途提案書類を提出した者に対して、令和 7 年 11 月下旬までに通知する予定である。

(3) 入札に関する留意事項

ア 公正性の確保

応募者は、以下の禁止事項に抵触した場合には、本事業への参加資格を失うものとする。

(ア) 応募にあたって、応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。

(イ) 応募にあたって、応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と入札価格及び提案内容等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格及び提案内容等を定めなければならない。

(ウ) 応募者は、最優秀提案者の選定前に他の応募者に対して、入札価格及び提案内容等を意図的に開示してはならない。

(エ) 応募者やそれと同一と判断される団体等が、本事業に関して、選定委員会の委員に面談を求めたり、自社の PR 資料を提出したりする等によって、自社を有利に、又は他社

を不利にするよう働きかけてはならない。

イ 費用負担

入札参加に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

ウ 提案書類作成要領

提案書類を作成するにあたっては、別添資料 2 「様式集」に示す指示に従うこと。

エ 入札の辞退

参加資格を有する旨の通知を受けた応募者が、入札を辞退する場合は、提案書類提出期限までに、別添資料 2 「様式集」様式 3 「入札辞退届」を本組合まで提出すること。

オ 入札の無効

以下のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (ア) 参加資格がない者又は組合が参加資格の確認結果を通知する書類を受領しなかった者が行った入札。
- (イ) 参加表明書に記載された応募者以外の者が行った入札。
- (ウ) 参加資格確認後、提案書類提出日までに参加資格要件を欠いた応募者が行った入札。
- (エ) 同一入札について応募者又は応募者の代理人が二以上の入札をしたときは、その全部の入札。
- (オ) 同一入札について応募者及び応募者の代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札。
- (カ) 明らかに連合によると認められる入札。
- (キ) 参加資格審査申請書類その他一切の書類に虚偽の記載をした入札。
- (ク) その他入札の条件に違反した入札。

カ 提出書類の取り扱い

(ア) 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は応募者に帰属するものとする。ただし、公表、展示等、特に組合が必要と認める場合は、組合は、これを無償で利用できるものとする。また、契約に至らなかった応募者の提案については、本事業の公表の目的以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しないものとする。

(イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理・運営方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者が負うものとする。これによって組合が損失又は損害を被った場合には、当該応募者は組合に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

(4) 事務局

本事業の事務局は次のとおりである。

掛川市・菊川市衛生施設組合

建設係

〒436-0011 静岡県掛川市満水 2319 番地

電話 : 0537-23-2273

F A X : 0537-23-2274

E-mail : info@kankyoshigen-gallery.jp

第4 審査及び選定に関する事項

1 基本的な考え方

本事業は、民間事業者の効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定する必要があることから、事業者の選定にあたっては、組合の負担額、提案されるサービス内容をはじめ、設計内容、建設能力、地域貢献等を総合的に評価することとする。

2 選定委員会

提案書の審査は、事業者の選定を公平かつ適正に実施するために設置した、選定委員会において行う。

3 審査の方法

審査は、参加資格審査と提案審査の二段階で実施する。

(1) 参加資格審査

参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について審査を行い、参加資格要件の具備を確認する。

(2) 提案審査

別添資料3「落札者決定基準」に従って、選定委員会において提案書類の審査を行い、最優秀提案者を選定する。

ア 基礎審査

組合は、提案書類に記載された内容が、基礎審査項目を満たしていることを確認する。提案内容が基礎審査項目について1項目でも満たさない場合は、失格とする。

イ 非価格要素審査

別添資料3「落札者決定基準」に従い、選定委員会は、応募者から提出された提案書類の各様式に記載された内容について審査を行い、評価項目ごとに得点化する。

ウ 価格審査

別添資料3「落札者決定基準」に従い、予定価格を超過しない応募者の入札価格を得点化する。

エ 総合評価及び最優秀提案者の選定

別添資料3「落札者決定基準」に従い、選定委員会は、非価格要素審査の得点及び価格審査の得点の合計（総合評価値）が最も高い提案者を最優秀提案者として選定する。なお、総合評価点の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより最優秀提案者を選定する。

4 落札者の決定及び公表

組合は、選定委員会の選定結果をもとに落札者を決定する。

組合は、落札者の決定後、落札者及び審査結果を取りまとめて公表する。

5 入札の中止

本事業の入札手続きに関して組合が必要と認めたときは、入札の執行を取りやめることができる。

6 請負契約の締結等

組合は、落札者と本事業の請負契約に関する協議を行い、令和8年1月に仮契約を締結することを予定している。なお、仮契約は議会における議決を経て本契約となる。議会における議決は令和8年2月中を予定している。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、本契約の締結までに、契約金額の10分の1以上を契約保証金として納付するものとする。詳細は、契約書（案）による。

第5 その他事業の実施に関し必要な事項

1 情報の提供

本事業に関する追加的な情報に関しては、適宜、組合ホームページで公表する。

組合ホームページ

<http://www.kankyoshigen-gallery.jp/>

別紙 1 : 工事範囲図

